

六ヶ所再処理施設における 新規規制基準に対する適合性

再処理事業変更許可申請書の一部補正について
[第18回補正:令和2年3月13日提出]



日本原燃株式会社

令和2年3月26日

1. はじめに

- 第18回補正：令和2年3月13日に提出した再処理事業変更許可申請書の一部補正について、社内で改めて補正内容を確認し、修正が必要な箇所を確認している。
- 修正が必要な箇所については、次回補正において、修正させていただく。

2. 総論



- ◆ 補正書作成の過程で、資料の取り込み、呼び込みで不具合が発生した。
- ◆ 整理資料から補正書へと作業が移行したが、補正書に相応しい内容に変換できなかった。
- ◆ 整理資料の図表などの呼び込みが、補正書で一部そのまま残っている箇所があった。
- ◆ 補正書本文と添付の整合及び図表の呼び込みの整合が一部図れなかった。
- ◆ 本文の記載を丸めたことにより、記載すべき事項が不足していた。

- ◆ その他
 - 申請書における語尾の統一が不足していた。
 - 誤字、インデントずれ、変更履歴の下線が残っていた。

3. 再処理事業変更許可申請書の一部補正について修正が必要な箇所(抜粋)



【再処理施設の位置、構造及び設備に関する規則の条文に係る補正】

再処理施設の位置、構造及び設備の 基準に関する規則 条文	内容
第2章 安全機能を有する施設	
第5条(火災等による損傷の防止)	・影響軽減に係る設計方針について規則要求に対する記載の追加。
第9条(外部からの衝撃による損傷の防止)	・事象ごとの記載の不整合等を解消し、適正化を図る。
第15条(安全機能を有する施設) 他施設との共用	・MOX燃料加工施設との共用に係る記載の適正化。
第16条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)	・既許可の記載で不足している箇所を追加。
第25条(保安電源設備)	・モニタリングポスト及びダストモニタに関する非常用所内電源系統からの給電に関する記載の適正化。

3. 再処理事業変更許可申請書の一部補正について修正が必要な箇所(抜粋)



再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 条文	内容
第3章 重大事故等対処施設	
第28条(重大事故等の拡大の防止等)	・放射性物質の漏えいに関する記載不足。
第29条(火災等による損傷の防止)	・29条の設計方針に関する記載の追加。
第33条(重大事故等対処設備)	・多様性、位置的分散に関する記載の拡充。 ・環境条件の記載不足。
第34条(臨界事故の拡大を防止するための設備)	・対応手順等の記載の適正化。
第35条(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)	・用語の統一等。
第36条(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)	・機器条件, 作業手順に応じた記載の適正化。
第37条(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)	・有効性評価, 技術的能力, 設備について, 他条文との横並び修正。
第38条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)	・監視に関する規則解釈や技術的能力の基準解釈要求に関する記載不足の追加等。

3. 再処理事業変更許可申請書の一部補正について修正が必要な箇所(抜粋)



再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 条文	内容
第39条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)	・設備・手順への記載の追加。
第40条(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)	・大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプの容量、大型移送ポンプ車の容量を追記。
第41条(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備)	・貯水槽の容量に関する記載の追加。 ・主対策の淡水取水源からの水補給に関する計器追加。
第42条(電源設備)	・共通電源車に関する、体制と時間の修正。 ・タンクローリによる給油に関する要員・台数の明確化。
第43条(計装設備)	・計器故障の定義の修正, 文章中の表現や計器個数、伝送対象パラメータの記載適正化。 ・プール対策に使用する計装設備の系統概要図の追加。
第44条(制御室)	・被ばく評価の追加。 ・設計方針の多様性に関する記載の修正。
第45条(監視測定設備)	・本文と添付書類の記載(手順の必要人数・時間等)の整合を図る。
第46条(緊急時対策所)	・被ばく評価の追加。 ・設計方針, 換気設備に関する記載の拡充。
第47条(通信連絡を行うために必要な設備)	・設備の明確化、通信方式の多様性に関する追加。
その他(手順・体制)	・文章とタイムチャートの整合性を図る。